平成２９年（フ）第４７号
石川県小松市林町リ46番地
破産者　塗屋まるやまこと　丸山　和雄
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５７号
石川県小松市下牧町ニ171番地、従前の住所岐阜県各務原市蘇原三柿野町３丁目４番地１（北三柿野寮内630）
破産者　北村　邦彦
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２６１号
岐阜市岩滝西１丁目524番地　フルレゾンＢ101号室
破産者　前田　勝治
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３２７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字若宮12番地１サニークローヴＢ102号、前住所岐阜県羽島郡笠松町田代615番地の４
破産者　上妻　敏彦
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
岐阜県可児市長坂８丁目70番地
破産者　ＯＲＷこと　仲谷　幹男
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２０７号
愛知県安城市安城町栗ノ木４番地１　県営秋葉住宅12棟108号、開始決定時の住所愛知県安城市法連町４番地10
破産者　ファッションふじこと　榊原　信寛
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
愛知県西尾市一色町味浜屋敷割36番地３　ベルメゾン205号、前住所愛知県西尾市戸ケ崎３丁目16番地８
破産者　真凛こと　松井　博子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
愛知県岡崎市保母町字新巻６番地
破産者　石原　靖泰
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地８　ル・グラン栄107号
破産者　大谷　　努
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
兵庫県加古川市平岡町一色797―77　香野方、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町上冨木612番地の45
破産者　阿部　良子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番29―202号、前住所神戸市兵庫区荒田町３丁目13番10号
破産者　千葉　幸衛
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
北九州市小倉北区白銀２丁目２番７―101号
破産者　宮武　修二
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６２３号
北九州市小倉北区馬借１丁目16番12―702号、開始決定時の住所北九州市戸畑区沢見１丁目１番７―101号
破産者　今坂　浩章
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６２７号
北九州市門司区原町別院９番10―705号
破産者　住田　久子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１４号
大分市牧２丁目17番５号（牧ロイヤルプラザ505）
破産者　飯田　千春
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
大分県佐伯市葛港11番15号
破産者　上野眞須美
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
宮崎市南高松町６番27号　リーガーデン303号、前住所宮崎市神宮東１丁目７番24号　メゾンド神宮御苑２―Ｃ号
破産者　松井　　実
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係